

みどりのモデル地区指定の継続について

平成22年2月から指定している「みどりの推進モデル地区」、「屋上緑化等推進モデル地区」の指定期間は、令和2年度第1回新宿区みどりの推進審議会（書面会議）で審議了承され、令和4年3月31日までとなっている。令和2年度に実施した「新宿区みどりの実態調査（第9次）」の結果を基に、各地域全体や民有地の緑被率を分析した。新たな地域を指定するためには、有効な緑化誘導施策等について調整が必要となるため、現行の2つの地区を以下のとおり継続することとしたい。

1 モデル地区の指定期間

指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

2 モデル地区の名称と指定区域

- (1) みどりの推進モデル地区・・・筆筍地域（継続）
- (2) 屋上緑化等推進モデル地区・・・新宿駅周辺の商業地域（継続）

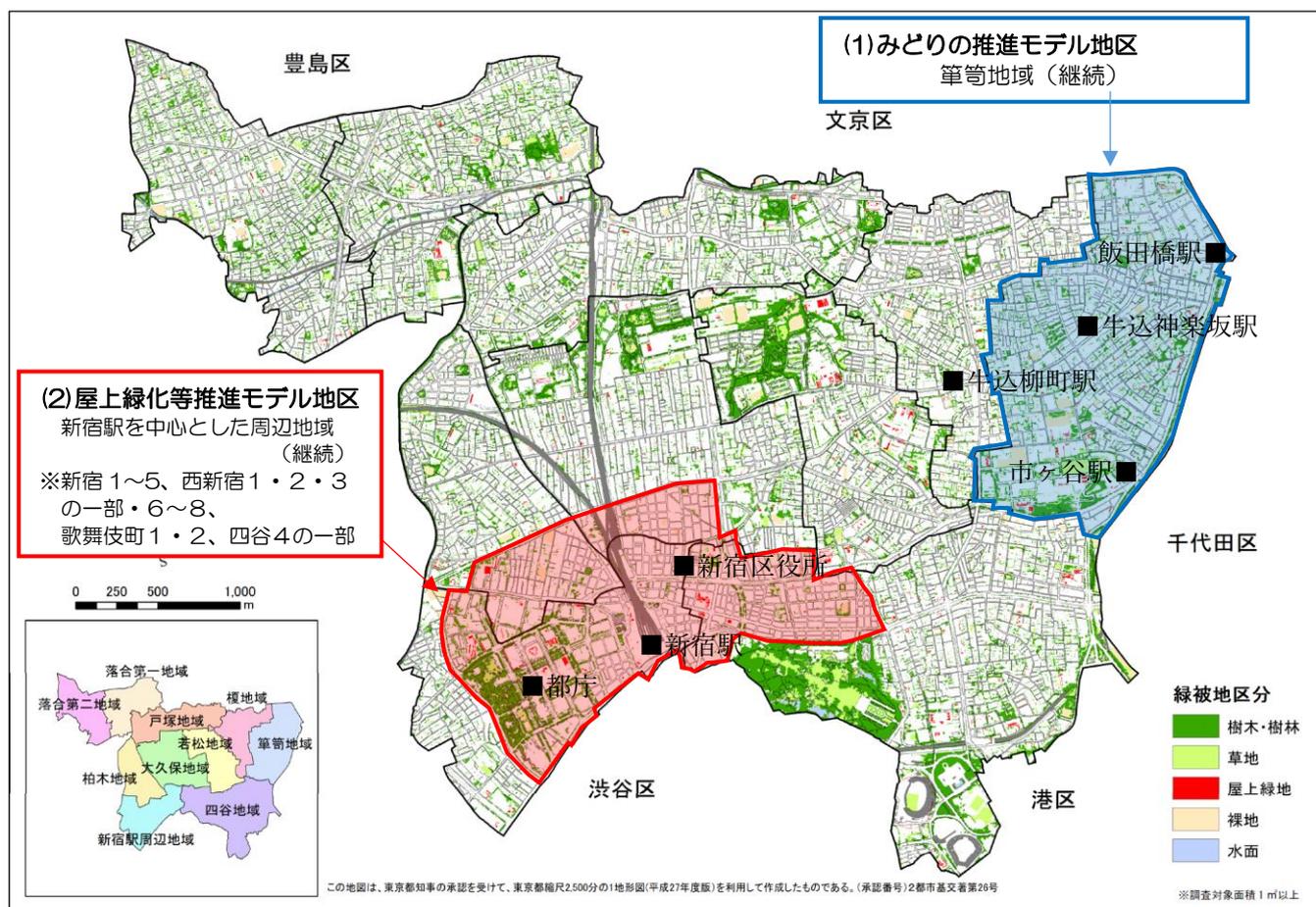


図1 みどりのモデル地区

3 緑化施策

現行と同じ（参考資料1）

4 現状の課題と今後の方向性について

(1) 新宿区みどりの実態調査を踏まえての分析結果（参考資料2）

「新宿区みどりの実態調査（第9次）」では、緑被地や樹木、接道部緑化等の調査と合わせて、敷地面積250㎡未満を対象とした小規模な民間緑地や都市開発事業等による緑地の推移についての新たな調査・分析を試みたが、地域に特別な傾向は見えてこなかった。

大きな傾向としては、①榎地域の緑被率が最も低い、②落合地域は小規模な民有地内に緑地が占める割合が他地域より高いとの結果が出ており、この2つの地域については今後、対策が必要と考えている。

(2) 現状の課題

榎地域に緑化の推進、落合地域に緑の保全の措置を講じる必要があるものの、現在、感染症対策が区の最重要施策となっており、福祉・健康施策等が優先されるとともに、イベントや住民との意見交換等も著しく制限されている状況である。

このため、新規の緑化施策に必要な以下の取組みが困難となっている。

- ①助成制度の新設・拡充
- ②緑化資材の提供、専門家派遣等の支援制度
- ③緑化啓発イベント、講習会等の普及事業
- ④みどりのモデル地区検討のための地域住民との意見交換会、ワークショップ等

(3) 今後の方向性について

現行のみどりのモデル地区については、一定の成果があがっていると同時に、緩和ルールを適用して、地域と連携したみどりの協定や花いっぱい運動が地域に根付いていることから、当面（3年間）は現行の地区及び制度を継続していきたい。

今後は、感染症に関する情勢や財政状況を見ながら、みどりの基本計画の中に位置付けている新たな施策の導入も含め検討していく。

- ・都市緑地法等による制度の導入（特別緑地保全地区制度、市民緑地認定制度等）
- ・新たな補助支援制度（民間の良好な緑化活動、みどりの維持管理、オープンガーデンへの支援）
- ・区民参加型の調査とイベント（生き物モニタリング調査、写真コンテストの実施）
- ・ガイドライン等の作成（見える緑、おしゃれなみどり、防災に効果のある植栽等）
- ・緑化計画書制度の見直し（生物多様性の視点の導入、新たな緑化技術への対応、柔軟な緑化手法の認定等）
- ・集中的な啓発事業の実施（オンライン講座や緑化アドバイザーの派遣、地域祭りでのPR）